



鳥インフルエンザウイルスの侵入に 警戒してください

今年11月7日の徳島県に続き、今月25日現在までに、島根県(2件)、宮崎県、茨城県で野鳥の糞便から相次いで低病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されています。

農場への本病侵入防止のため、飼養衛生管理基準を守り、特に以下の項目について再徹底してください。

～ 農場に立入る人及び車両の消毒と記録の徹底 ～



- ① 農場入口の消毒の徹底を図るため、入場者記録簿に消毒の実施についての確認欄を設けるなどして、入場時の消毒を確認する。
- ② 冬期間(低温時)に消毒薬を使用する際は、用法の範囲内で高濃度の希釈液を調整するか、低温による影響を受けにくい消毒薬を使用する。
- ③ 消毒効果の低下を防ぐため、器具や長靴などに付着した有機物(糞尿など)は取り除いてから消毒薬を使用する。

～ 野鳥・ネズミ等の野生動物対策 ～

- ① 鶏舎だけでなく、堆肥舎や死亡鶏置き場等にも防鳥ネットを設置
- ② 農場敷地内にこぼれた飼料はすみやかに清掃
- ③ 防鳥ネットの破損箇所を定期的に点検・修繕 → **この機会に改めて点検!**
- ④ 鶏舎屋根と壁の間、壁と防鳥ネットの間など、見落としがちな侵入経路も詳しく点検し、**侵入口は直ちに塞ぐ**
- ⑤ ネズミ対策として、忌避剤や殺鼠剤を使用
- ⑥ ネズミの通路になるような地面の穴を埋める



**下記の症状を呈している家きんを発見した場合は
ただちに家畜保健衛生所まで連絡してください。**

● **高病原性鳥インフルエンザの『特定症状』**

1. **同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が
過去21日間における平均の家きんの死亡率の2倍以上
となること。**

※ ただし、設備の故障、急激な気温の変化、火災、風水被害等の事情
によるものであることが明らかな場合、この限りでない。

⇒ **当所で確認しますので、必ずその都度、連絡してください。**

2. **特定の検査でA型鳥インフルエンザウイルスの抗原又は
A型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。**

～特定症状のほか、このような場合にはすぐに通報を～

- ▼急激に死亡数が増えた(症状を示さず死亡する場合がある)
- ▼5羽以上まとまって死亡している、またはうずくまっている
- ▼とさかや肉垂が暗青色になった
- ▼元気なく眠ったようにしている
- ▼急激な産卵率の低下



とさかと肉垂のチアノーゼ
(赤黒いむくみ)



写真: 動衛研HPより

脚部の出血

<環境省ホームページ：高病原性鳥インフルエンザに関する情報>

URL http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

<農林水産省ホームページ：鳥インフルエンザに関する情報>

URL <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>

青森家畜保健衛生所

電話:017-764-1744 (夜間・休日:090-2274-0474)